

諏訪湖流域下水道関連公共下水道排除基準一覧表

令和6年4月現在

項目		許容限度			
		特定事業場			特定事業場 以外の事業場
		500m ³ /日以上	500~50m ³ /日以上	50m ³ /日未満	
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03	0.03	0.03	0.03
シアン化合物	mg/L	0.5	0.5(1) ①	0.5(1) ①	0.5
有機りん化合物	mg/L	1	1	1	1
鉛及びその化合物	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1
六価クロム化合物	※1	mg/L	0.3	0.3(0.5) ①	0.2
	※2	mg/L	0.2	0.2	
ひ素及びその化合物	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.003	0.003(0.005)①	0.003(0.005)①	0.003
アルキル水銀化合物	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/L	0.003	0.003	0.003	0.003
トリクロロエチレン	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1
ジクロロメタン	mg/L	0.2	0.2	0.2	0.2
四塩化炭素	mg/L	0.02	0.02	0.02	0.02
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04	0.04	0.04	0.04
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1	1	1	1
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4	0.4	0.4	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3	3	3	3
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06	0.06	0.06	0.06
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02	0.02	0.02	0.02
チウラム	mg/L	0.06	0.06	0.06	0.06
シマジン	mg/L	0.03	0.03	0.03	0.03
チオベンカルブ	mg/L	0.2	0.2	0.2	0.2
ベンゼン	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1
セレン及びその化合物	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1
ほう素及びその化合物 ☆	mg/L	10	10	10	10
ふっ素及びその化合物 ☆	mg/L	8	8	8	8
1,4-ジオキサン	mg/L	0.5	0.5	0.5	0.5
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10	10	10	10
フェノール類	mg/L	5	5	5	5
銅及びその化合物	mg/L	3(2) ②	3	3	3
亜鉛及びその化合物	mg/L	2(3) ④	2(4) ④	2(5) ④	2
溶解性鉄及びその化合物	mg/L	10	10	10	10
溶解性マンガン及びその化合物	mg/L	10	10	10	10
クロム及びその化合物	mg/L	1(2) ③	2	2	2
窒素含有量	mg/L	150	150	150 ★	150 ★
りん含有量	mg/L	32	32	32 ★	32 ★
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	600	600	600 ★	600 ★
浮遊物質(SS)	mg/L	600	600	600 ★	600 ★
ノルマルヘキサン	鉱物油	mg/L	5	5	5
抽出物質含有量	動植物油	mg/L	30	30	30
水素イオン濃度(pH)		5~9	5~9	5~9	5~9
温度	℃	45	45	45	45
よう素消費量	mg/L	220	220	220 ★	220 ★

★のある基準値：排水量が、岡谷市及び原村で最大20m³/日未満、諏訪市、下諏訪町及び富士見町で平均20m³/日未満、茅野市で最大500m³/日未満の事業場は非適用とする。

☆のある項目：令和4年環境省令第17号による事業場は、令和7年6月30日まで(旅館業は当分の間)暫定排水基準が適用される。
() ① シアン化合物、六価クロム、水銀及びアルキル水銀その他水銀の化合物の()は昭和54年10月31日以前に設置された事業場に適用する。

() ② 銅及びその化合物の()は水質汚濁防止施行令別表第1 26、27、47、49、52、53、58、61、62、63、65、66の各号に掲げる施設を設置する事業場(以下「条例対象12業種」という。)に適用する。

() ③ クロム及びその化合物について、一部事業場を除きほぼ全業種が1mg/L

() ④ 亜鉛及びその化合物について、50m³/日以上事業場のうち電気めっき業については令和6年12月10日まで()内の基準を適用し、50m³/日未満の事業場のうち条例対象12業種については()内の基準を適用する。

・六価クロムについて、令和6年4月1日に既設の特定施設を設置している特定事業場は、令和6年9月30日まで※1の基準を適用し、令和6年10月1日からは※2の基準を適用する。(うち、水質汚濁防止法施行令別表第3に掲げる施設を設置している特定事業場については令和7年3月31日まで※1の基準を適用し、令和7年4月1日からは※2の基準を適用する。) また、電気めっき業については令和9年3月31日まで※1の暫定排水基準を適用する。